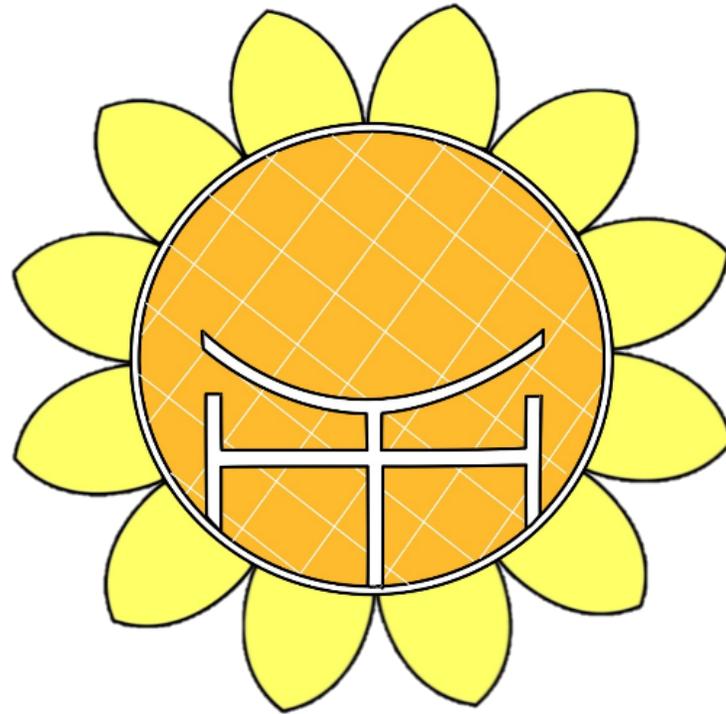


東俣野特別支援学校 学校再開ガイドライン



令和2年5月25日

1 基本方針

・段階的に学校教育活動を再開します

第1期	6月 1日～6月16日	3グループによる分散登校
第2期	6月17日～6月30日	2グループによる分散登校
第3期	7月1日～	通常登校（予定）

※今後の緊急事態宣言や感染拡大状況により変更になる場合もあります。

※横浜市教育委員会通知により 6月2日（火）開港記念日は授業日となります。

第1期を6月1日（月）～6月16日（火）とします。

○感染防止に最大限注意を払いながら、教育活動を再開します。

・教室やスクールバスなどの過密化を避けるために、各クラスを3つのグループに分け、「3密」を避けるかかわりや長期にわたる臨時休業明けであることから、丁寧なかかわりをします。

- ・ 6月1日～ 8日 給食なし 11：30下校
- ・ 6月9日～16日 給食あり 14：30下校

第2期を6月17日（水）～6月30日（火）とします。

○第1期に取り組んだ感染防止対策を基本に、全面再開に向けた準備を2グループ体制でおこないます。

- クラスごとの登校とします。密集防止の観点から、空き教室を使用するなどの工夫を行います。
- クラス単位での授業を段階的に行います。
- 給食ありの14：30下校となります。

授業日について

別紙を参照ください

- ・第1期はクラスを3つのグループに分かれての登校となります。
Aグループ
Bグループ
Cグループ
- ・第2期はクラスごとの登校となります。
Dグループ
Eグループ
- ・訪問籍の方は週に1回授業日を設けます。詳細は担当と打ち合わせください。
- ・授業日でない日は臨時休業日とします。
- ・緊急受け入れは実施します。ただし、授業日であることや過密化防止の観点から、1日2名程度とさせていただきます。人数の調整をさせていただくケースがあります。「緊急である」ことをご理解いただけるようお願いいたします。

2 保健管理などに関すること

感染防止対策としての基本ルール

本校で作成した「**感染予防ハンドブック**」に基づいて感染症対策に努めます。

※感染症予防ハンドブック：保健安全部が学校再開に向けて、感染症対策に関するルールを作成しました。感染症予防に関しては本校の臨床指導医にも相談をして対策を検討しています。

- ・体調が悪い場合には無理せずお休みをする。
- ・毎朝検温を行う。
- ・マスクを着用する。
- ・手洗いの徹底。
- ・共用部分の消毒の実施。
- ・適切なソーシャルディスタンスを保つ。（児童生徒同士の距離2 m、教員の介助位置の工夫。様々な場面での適切な距離がわかるように、マーキング用テープなどで仕切る等をして準備を行います。）
- ・換気の徹底。（授業の合間は2方向からの換気。授業中も窓を開け、扉も開放しておく。エアコンは止めずに使用する。）

消毒・手洗い、マスクの着用について

消毒

・児童生徒下校後、教室、トイレ、ドアノブ、スイッチ、手すり、エアレックスマット、教材の消毒を行います。

手洗い

・原則、活動毎に石鹸、流水で手洗いを行います。手洗いができない場合にはアルコールで消毒を行います。

マスクの着用

・教職員は校舎内外でマスクの着用を徹底します。児童生徒も可能な限りマスクの着用をお願いします。

・保護者の方は校舎内に入るときはマスクの着用をお願いします。

児童生徒・教職員の健康管理について

- ・毎朝の検温、風邪症状の確認を児童生徒、教職員は行います。
- ・連絡帳の健康観察にご協力をお願いします。
- ・ご同居するご家族の方も健康管理（検温）の取組にご協力をお願いいたします。
- ・平熱よりも高い場合には無理をせず、自宅で休養ください。
（児童生徒は欠席とはなりません）
- ・登校後の発熱、体調不良に関しては保護者の方に連絡をさせていただきます。お迎えまでは「別室対応」となります。お迎え後、ご自宅で休養してください。この場合も早退、欠席にはなりません。

給食指導については、最善の注意をはらって行います。

- ・感染症防止のため、児童生徒が同方向を向き、1～2 m離れた場所で給食を食べます。
- ・教員は1名の児童生徒の食事介助を行います、場合によってはあらかじめ決めていた2名での食事介助とします。
- ・手洗いを徹底します。給食着、フェイスシールドを着用します。必要に応じて手袋を着用します。
- ・教員の食事は児童生徒と対面にならず、2 m程度離れて食べるようにします。会話は控えます。

医療的ケアの実施に関しても最善の注意をはらって行います。

- ・ 看護師と連携しながら、医療的ケアを実施いたします。
- ・ 手洗いを徹底します。必要に応じてエプロン、手袋、フェイスシールドを着用します。
- ・ 医ケアマニュアル、感染症ハンドブックに従い、安全にケアを行います。

児童生徒・教職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の対応

- ・感染の疑いがある場合・検査をしている場合・感染した場合には早急に学校まで連絡をしてください。
- ・臨時休校措置をとる可能性があります。期間については教育委員会と相談の上、決定します。
- ・保健所、教育委員会に報告をし、適正な方法で校内、スクールバスなどの消毒を行います。
- ・同居する家族が罹患・その他濃厚接触者となった場合は早急に学校までご連絡ください。濃厚接触者となった児童生徒は出席停止、教職員は出勤停止となります。

教室環境について

- ・ 3密を避けるために次の対応を実施します。

密閉：「ドアは開けたままにする」「30分に1回は換気を行う」「エアコンはつけたままにする」

密集：「当初は2mは児童生徒同士の間隔をあける」

密接：マスクの着用。必要に応じて手袋、エプロン、フェイスシールドを装着します。

スクールバスの体制について

3密を避けるために次の対応をします。

- ・乗車人数を制限するために「自家用車での登下校」のご協力をお願いします。

密閉：適宜、換気を行います。

密集：過密化対策で自家用車登下校を依頼する。

密接：バス乗務員さんにマスクの着用を依頼します。できる方はマスクの着用にご協力をお願いいたします。

3 学習について

分散登校中は次のように行います。

- ・ 昨年の個別教育支援計画、年間カリキュラムを再編して、年度のスタートの内容で、無理のないような計画を立てます。
- ・ 1コマの中で、感染防止策を丁寧に行います。
- ・ 教室を分散して授業を行う場合にはICT機器を活用して、同じ内容ができるように工夫をします。
- ・ 文部科学省通知に基づき、感染防止の観点から次の活動は当面見合わせます。

「共用の教材教具の使用」「密集、密接が避けられないプール学習」「調理実習」「全員が集まっての集会」「不特定多数の人がいる場所の利用」「児童生徒が長時間、同じ空間で活動する学校行事」

4 校舎内入室制限について

- ・分散登校中は入室制限を行うため、保護者の方も原則として教室エリアへ入ることはお控えください。
- ・付き添い、医療的ケア、引継ぎなどをお願いしている保護者は、検温、マスクの着用をお願いいたします。
- ・来校者は事務室前で検温、手指消毒、来校者名簿への記載を行います。
- ・PTA活動は実施方法を含め、検討させていただきます。
- ・個人面談も6月中は実施しません。ただし、高3の進路にかかわる面談は状況に応じて実施します。

5 登校が不安な場合

- ・ 登校について、この学校再開ガイドラインを基にできる限り主治医とご相談ください。
- ・ 不安がある場合には、学校にお申し出ください。
- ・ 出席を見合わせる場合でも、欠席とはなりません。
- ・ 出席を見合わせる場合、ICT機器等を使用して学習保障を行うことを検討しています。